（搭乗型移動支援ロボットに係る国土交通大臣が定める緩和可能な自動車の保安基準の特例）

第三条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の特定道路のうち、その使用に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車を運行の用に供することが必要であると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示第一条中「四　大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十八条第一項第三号、第三十条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十四条第一項の規定並びに細目告示第十二条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五条第六項、第十六条第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六条第二項、第九十条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三条第六項、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第一項第二号、第百十九条第六項第一号、第百三十四条第三項第四号（第百二十八条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百七十二条第六項第二号（同条第二項第二号、第四号及び第五号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十二条第二項から第四項まで及び第六項、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百十二条第三項第四号（第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定」とあるのは「四　大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、昼間のみ運行するものにあっては、第四号五　大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、二輪を有するものにあっては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十八条第一項第三号、第三十条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十四条第一項の規定並びに細目告示第十二条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五条第六項、第十六条第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六条第二項、第九十条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三条第六項、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第一項第二号、第百十九条第六項第一号、第百三十四条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第二号、第百七十二条第六項第一号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定」とあるのは「四　大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、昼間のみ運行するものにあっては、第四号五　大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、二輪を有するものにあっては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十八条第一項第三号、第三十条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十四条第一項の規定並びに細目告示第十二条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五条第六項、第十六条第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六条第二項、第九十条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三条第六項、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第一項第二号、第百十九条第六項第一号、第百三十四条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第二号、第百七十二条第六項第一号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定」とあるのは「四　大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、昼間のみ運行するものにあっては、第四号五　大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、二輪を有するものにあっては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十八条第一項第三号、第三十条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十四条第一項の規定並びに細目告示第十二条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五条第六項、第十六条第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六条第二項、第九十条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三条第六項、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第一項第二号、第百十九条第六項第一号、第百三十四条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第二号、第百七十二条第六項第一号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定」とあるのは「四　大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、昼間のみ運行するものにあっては、第四号五　大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、二輪を有するものにあっては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十八条第一項第三号、第三十条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十四条第一項の規定並びに細目告示第十二条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五条第六項、第十六条第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六条第二項、第九十条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三条第六項、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第一項第二号、第百十九条第六項第一号、第百三十四条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第二号、第百七十二条第六項第一号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定」とあるのは「四　大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、昼間のみ運行するものにあっては、第四号五　大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、二輪を有するものにあっては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十八条第一項第三号、第三十条、第三十四条から第三十五条の二まで及び第四十四条第一項の規定並びに細目告示第十二条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五条第六項、第十六条第二項から第四項まで、第二十条第一項第二号、第四十一条第六項第一号、第五十六条第二項、第九十条第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三条第六項、第九十四条第二項から第四項まで、第九十八条第一項第二号、第百十九条第六項第一号、第百三十四条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百四十一条第一項第一号、第百四十二条第一項第二号、第百七十二条第六項第一号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十六条第一項第二号、第百九十七条第六項第一号並びに第二百六条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第二百十二条第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定」とする。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

番号	事業の名称	関係条項
一	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	第一条
二	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	第一条及び第二条

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年3月22日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成23年3月22日

経済産業大臣　海江田万里

記

1．制定された日本工業規格

窓及びドアの熱性能―熱貫流率の計算―第1部：一般	A2102―1
窓及びドアの熱性能―熱貫流率の計算―第2部：フレームの数値計算方法	A2102―2
冷凍・冷蔵ショーケース―第1部：用語	B8631―1
冷凍・冷蔵ショーケース―第2部：分類，構造，特性及び試験条件	B8631―2
油圧―作動油の清浄度モニタ方法―第1部：一般原則	B8673―1
油圧―作動油の清浄度モニタ方法―第3部：フィルタ目詰まり法	B8673―3
巻線試験方法―第1部：全般事項	C3216―1
巻線試験方法―第2部：寸法	C3216―2
巻線試験方法―第3部：機械的特性	C3216―3
巻線試験方法―第4部：化学的特性	C3216―4
巻線試験方法―第5部：電気的特性	C3216―5
巻線試験方法―第6部：熱的特性	C3216―6
光増幅器―測定方法―第1―1部：パワーメータ及び利得パラメータ―光スペクトラムアナライザ法	C6122―1―1
光増幅器―測定方法―第1―2部：パワーメータ及び利得パラメータ―電気スペクトラムアナライザ法	C6122―1―2
光増幅器―測定方法―第1―3部：パワーメータ及び利得パラメータ―光パワーメータ法	C6122―1―3